

スマート農業技術活用促進法における 開発供給実施計画認定による優遇措置（要件・審査における加点）について

- 喫緊の課題である**スマート農業技術の開発や供給を強力に推進**するため、関連施策である**本事業（4つの予算事業）**において、令和6年10月に施行された「**農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（スマート農業技術活用促進法）**」に関する**優遇措置となる要件等を設定**しております。
- **予算事業により優遇措置の中身（要件・審査における加点）は異なります**ので、必ず**以下を踏まえてご応募**ください。

要件

- (1) 重点課題対応型研究開発（民間事業者対応型）
- (3) 技術改良・新たな栽培方法の確立の促進

加点

- (2) 低コスト・小型化等現場ニーズ即応型開発
- (4) 先行的研究開発支援

（要件の場合の必要事項）

- 委託事業の実施内容が認定開発供給実施計画の内容に即していること（＝**開発供給実施計画に含まれていない内容は委託事業では実施不可**）
 - **研究主体に当該開発供給実施計画の認定者（代表者）を含むこと**
- ※ **以下を満たせば、認定を受けることが確実な者として応募可能**ですが、**認定に向けた検討や手続きを速やかに進めることが必要**です。
- ア 委託事業の実施内容が開発供給実施計画の内容に即していること。
 - イ 研究主体に含まれる者を申請者（代表者）とする認定を受ける開発供給実施計画について、**公募終了日の2週間前（令和8年6月26日正午）までに、研究推進課（農林水産省）と事前相談を開始**すること。
 - ウ **採択決定通知日までに上記の事前相談を了**していること。
 - エ **少なくとも初年度の委託契約終了日までに認定を受けること。**
 - オ 以下のいずれかに該当する場合には、研究推進課からの通知に並行して、遅滞なくその旨を生研支援センターに対し、**申し出を行い、自ら委託事業を中止し、契約を解除すること、また、その場合、自然災害等やむを得ない事情を除き、委託費を返還することに同意していること。**
 - （ア） 初年度の委託契約終了日までに認定がされなかった場合
 - （イ） 初年度の委託契約終了日前であっても認定の申請や認定を断念する場合若しくは状況の変化により認定の要件が満たせなくなったことが判明した場合
 - （ウ） 委託事業の実施内容が開発供給実施計画の内容に即さなくなった場合

